

あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが増えています。

1 甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は
皆さんももらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。

100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は手数料なしで
申請いただけます。

えっ! そんなにサポートの
手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。

2 知らない間に詐欺に加担

被害診断から
保険金の請求まで
全てこちらに
お任せください!

うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。

もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな...

「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」か
「損害保険代理店」に

まず相談!



日本損害保険協会 ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/isyuri.html>

「保険が使える」にご用心!

▶▶▶▶ あなたの身近でも増えています! ▶▶▶▶

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

手数料は
かかりません!

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。お気軽に
保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

地震による被害



台風や大雪による被害



必要なもの例: 被害箇所の写真、修理見積書
※修理見積書作成に当たっては、工事店など依頼元のトラブルにご注意ください。

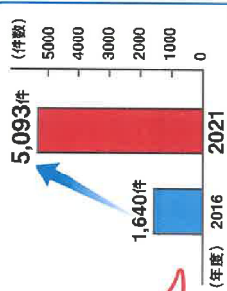
地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に
請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・
代理店までお問合せください。



一般的な請求手続き方法については、
こちらからご確認ください。

トラブル相談が多く寄せられています。

5年前の約3倍に急増しています!



データは2022年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費者生活センター等がオンラインネットワークを結び、
消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの届出相談は含まれていない。

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、業者が自宅に來訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ペランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時のみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれ、残った100万円の保険金に対して、30万円の報酬が高額過ぎるのではないか。
(2020年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再編集

ご相談事例

損害保険に
関する
ご相談は
こちらへ

保険金詐欺の
通報は
こちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) <全国共通・通話料無料>

0570-022808
※電話リレーサービス、
IP電話からは
受付日(月～金曜日) 休日はおひび2月30日～1月4日(日) 03-4332-5241へ
受付時間: 午前9時15分～午後5時 おかけください。

保険金不正請求ホットライン ぶせい はつほう
専用フリーダイヤル **0120-271-8224**

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

1888

身近な
消費生活相談窓口
につながります!

契約
トラブルに
関する
ご相談先